

京都府感染症対策連携協議会設置要領

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、京都府感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 連携協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 予防計画の作成、変更及び実施に関すること
- (2) 感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施に関すること
- (3) 感染症対策に関する重要事項の調査・協議
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 連携協議会は次の団体によって構成する。

- (1) 一般社団法人 京都府医師会
- (2) 一般社団法人 京都府病院協会
- (3) 一般社団法人 京都私立病院協会
- (4) 一般社団法人 京都府歯科医師会
- (5) 一般社団法人 京都府薬剤師会
- (6) 公益社団法人 京都府看護協会
- (7) 一般社団法人 京都府老人福祉施設協議会
- (8) 公益社団法人 京都府介護支援専門員会
- (9) 感染症指定医療機関
- (10) 京都市
- (11) 京都府保健所
- (12) 京都府市長会
- (13) 京都府町村会
- (14) 京都府消防長会
- (15) 京都府保健環境研究所
- (16) 大阪検疫所
- (17) その他感染症に係る協議に必要な関係団体

2 構成員の任期は、2年以内の期間とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 連携協議会は、府が必要に応じて招集する。

2 連携協議会の座長は、各団体からの出席者の互選により選出する。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を連携協議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第5条 連携協議会の事務は、健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は連携協議会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和5年7月21日から施行する。